

経営者のための法律相談Q&A ノの67

税金のことについて

1 はじめに（自己紹介を兼ねて）

はじめまして、令和5年10月に入所した丸亀です。私は、令和5年7月まで、後記3の国税不服審判所（広島支部）で国税審判官をしていましたので、税金のことについて、全体の流れのなかのどの段階で、どのようにすべきかなどをご紹介したいと思います。

全体の流れとしては、①申告→②税務調査→③処分→④審査請求→⑤訴訟提起となりますので、以下ではこの流れに沿ってみていただきたいと思います。

2 ①申告、②税務調査、③処分

まず、納税者からの①申告が行われ、その申告に関して、必要に応じて、各税務署において②税務調査が行われることになります。その調査を経て、各税務署長から所得税等の本税に関する更正処分（無申告の場合は、決定処分）や加算税に関する賦課決定処分の③処分がなされる場合があります（調査の結果、何もないことや納税者から修正申告をすることも多いかと思いますが、後述のとおり、いずれにしても見通しを立てることが重要になります）。

3 ④審査請求、⑤訴訟提起

そして、③処分に不服がある場合には、国税不服審判所長に対して④審査請求をすることができます（各税務署長に対しても再調査の請求もできますが、省略します）。

④審査請求に対する判断は、国税審判官による調査や審理を経て、国税不服審判所長の判断としての裁決がされます（標準審理期間は1年で、概ねの事件で1年以内には裁決がなされています）。当該裁決の内容が、棄却（納税者の言い分が全て認められない）又は一部取消しの場合には、納税者は、裁判所に對して、⑤訴訟提起をすることができます。一方、全部取消しの場合には、税務署長等は、当該裁決の理由に示された国税不服審判所長の判断を尊重しなければなりませんので、当該裁決があつた後に、当該裁決で排斥された理由と同じ理由で再更正処分をすることはできません（税務署長等は、既に納付された税金等を納税者に戻すことになり、訴訟提起をすることもできません）。令和4年度において、④審査請求の段階で、納税者の主張が何らかの形で認められた割合は、7・1%

（令和3年度は、13・0%）のようです。このような審理の期間や裁決の効力からすると、③処分がなされた場合、④審査請求は十分に検討すべきことだと思います。

4 どの段階で、どのようにすべきか

このような全体の流れのなかで、①申告や②税務調査は、税理士に相談するのが通常かと思います。また、④審査請求に関しても、税理士に相談することが多いものと思います。⑤訴訟提起の段階になると、さすがに弁護士に相談することになるかと思います。

しかし、⑤訴訟提起も、④審査請求も、争いの対象となるのは、③処分であり、その前提となるのは、②税務調査ですから、②税務調査の段階が重要な段階で、担当する調査官の考え方を確認し、その事実の捉え方が異なるのか、法令の考え方などが異なるているのかなどを検討し、③処分を含めたその後の見通しを立てることが必要となります。そのように見通しを立てた上で、納税者の考え方を説得的に伝えるなどの対応をすることによって、②税務調査の段階で③処分がなされることなく終了することもあり得ます。そうすると、②税務調査の段階から、税務署側の考え方を明らかにして、事実や法的な考え方を踏まえた見通しを立てて、

対応することが重要になります。このような見通しを立てることは、弁護士が通常の事件で行っていることであり、私自身は国税審判官の経験も踏まえて、その後の見通しを立てることも可能なことがあります。そのため、税金のことであっても、②税務調査の段階から、税理士に加えて、弁護士にもご相談ください。

（本稿担当 丸亀日出和）



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0025 東広島市西条中央7丁目 三番三五号

☎ 493-7100 国 493-7101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上畠裕章・谷脇裕子・
加藤之拓・鈴木謙治・中岡正彌・中江詩織・
丸亀日出和・大橋真人・小松真優